

独立行政法人国際協力機構の平成17年度の業務実績に関する項目別評定表

平成18年8月11日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。  
 事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況の評価する。

S：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。  
 A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。  
 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。  
 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。  
 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 組織運営における機動性の向上	途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にてできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 1: A	中No. 1: A	<p>在外強化については、在外主管案件を全ての重点推進事務所に本格導入し、支出金額ベースで4割に達している。通信網については、本部と全56在外事務所でJICA-WANの接続が完了した。予算執行権限については、契約担当役化した事務所が前年度に引き続き増加している。また、事業の計画、実施、事後評価のいずれの段階においても在外事務所主導の体制が定着している。在外強化のレビューを実施し、スピードアップ、在外事務所の主体性の向上等の効果、本部と在外事務所の二人三脚体制の確立等の課題が報告された。また、現地ODAタスクフォースの活動に引き続き積極的に参加した。</p> <p>在外強化に伴う費用の増加については、調査団派遣を在外事務所対応で代替すること等を通じて合理化努力が行われているものの、コスト効率性の観点から、在外強化による費用の増加を合理的範囲に抑制するよう引き続き意識的な努力が必要である。また、在外強化のレビューについては、課題とその克服に向けた取組方針をより明確な形で示すとともに、事業の質と効率の向上につながっているか、今後ともモニタリングとフィードバックを行う必要がある。そのような観点から、18年度末までに約200名を目標とする人員の在外シフトについても、国内外での機構の業務実施面を与える影響を含め、レビューの結果を然るべく反映して進めるべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。</li> <li>●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。</li> <li>●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。</li> <li>●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地ODAタスクフォースへの参加状況</li> <li>・ 在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の業績</li> <li>・ 在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績</li> <li>・ 在外事務所による案件別事後評価の実施国数</li> <li>・ 在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数)</li> <li>・ 在外主導に向けた体制の整備状況</li> <li>・ 経理業務の合理化と支援体制の充実</li> <li>・ 在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況</li> <li>・ 意思決定関与者数及び所要日数の減少</li> </ul>			
	(2) 業務運営全体の効率化	(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 2: A	中No. 2: A	<p>事務手続きの迅速化に関し、専門家派遣手続については、国際協力人材部派遣支援センターのワンストップ・サービス導入により合理化が進んでいる。研修員受入に係る手続については、問い合わせ対応窓口を試行的に設置した。文書事務の削減を引き続き推進した。また、機材の現地調達については、在外事務所における内部規程の整備の進捗等により、価格調達比率は大幅に上昇していると認められる。</p> <p>事業の主要な投入の単位当たり経費効率化に関し、長期専門家新規人数(33%減)、研修員一人当たり滞在経費(13%減)、専門家携行機材費(52%減)、一件当たり諸経費(50%減)、一件当たり供与機材費(41%減)、調査団一件当たり所要経費(12%減)、印刷製本費(49%減)等ほとんどの項目で</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家派遣の手続き日数</li> </ul>			

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>● コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。</p> <p>● 文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p>● 事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。</p> <p>● 一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務</p> <p>● 引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。</p>	<p>・ 研修員受け入れの手続き日数</p> <p>・ 1件当たりの公示から契約締結までに要する期間</p> <p>・ 1件当たりの精算手続きに要する期間</p> <p>・ 決裁プロセスの効率化状況</p> <p>・ 内部連絡文書の効率化状況</p> <p>・ 外部連絡文書の効率化状況（定型的な外部連絡文書数）</p> <p>・ 適切なものについての事務にかかる外部委託の実施</p> <p>・ 機材の現地調達における価格競争の推進の状況</p> <p>・ ホームページ掲載に要する期間、ホームページへの掲載状況</p>	小No. 2: A	中No. 2: A	<p>中期計画に掲げられた数値目標をすでに超過達成している。 本部管理経費の効率化に関し、物件費、人件費とも節減努力が実を結び、中期計画上の目標値を上回る削減が達成された。</p> <p>今後は、事務手続きの迅速化に関し、これらの取組が本来の目的・意義の達成に寄与しているか、絶えずモニタリングやレビューを進める必要がある。コンサルタント契約手続については、公示から契約締結までの手続、精算手続のいずれも要する期間が若干長くなっており、審査の精度を維持しつつも、これを短縮することが必要である。外部委託については、効率化や質の面での評価ができるよう、より詳細な説明を求めたい。関連公益法人への随意契約については、情報を積極的に開示して透明性を高め、随意契約の条件を国の随意契約適正化に向けた取組に準じて限定化する必要がある。また、事業の質を落とさないようにしつつ、外部委託の在り方も含めてコスト削減に向けた検討を積極的に行うことが必要である。</p> <p>事業の主要な投入の単位当たり経費の効率化に関し、単位当たり経費を構成する単価や他国ドナー機関との比較等、より分かりやすい具体的なデータの提供を求めたい。また、これらの取組結果が事業の質に悪影響を与えないよう、きちんとモニタリングする必要があり、その手法の確立に努めるべきである。コンサルタント一案件当たり調達経費は目標達成まであとわずか（同9%減）であり、着実に達成する必要がある。</p> <p>一般管理費の効率化に関し、人件費について、本部は16年度比で減少しているものの、在外事務所、国内機関等を含む機構全体としては増加している。在外強化の方針の下で「行政改革の重要方針」に基づき人件費を18年度を初年度とする5年間で5%以上削減するという目標を達成していくための削減計画を明らかにされたい。新人事制度・給与制度については引き続きその定着に尽力する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>（ロ）中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、</p> <p>● 専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。</p> <p>● 研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。</p> <p>● 機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。</p> <p>● 機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。</p> <p>● コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。</p> <p>● 機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ 長期派遣専門家（新規派遣）の人数を10%削減</p> <p>・ 専門家の手当等の合理化の実績</p> <p>・ 研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減</p> <p>・ 機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減</p> <p>・ 本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費（旅費）を10%削減</p> <p>・ コンサルタント調達経費を一案件当たり10%削減</p> <p>・ 印刷製本費の10%削減</p>	小No. 3: A		

中期計画の各項目		小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等	
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。</li> </ul> <p>(ニ) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成18年度から5年間で5%以上の削減を行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の管理経費（退職手当を除く。）について10%程度の効率化</li> </ul>	<p>小No. 4: A</p>	<p>中No. 2: A</p>	
	(3) 施設、設備の効率的利用	<p>機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の5%増加</li> </ul>	<p>小No. 5: A</p>	<p>中No. 3: A</p>	<p>各国内機関における研修実施時期の平準化、国民参加協力事業の拡充に引き続き取り組み、目標値を上回る利用者の増加を達成した。</p> <p>今後は、研修員の施設外の宿泊については、研修時期の更なる平準化等を通じ一層削減するとともに、事業の内容・質に留意しつつ、施設の利用者数の増加理由の分析及び効果の検証を実施するべきである。また、利用者数は対前年度比1.9%増加したが、国内機関関係費は5.9%増となっており、効率化の観点からコスト面での改善努力が必要である。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 総論	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。</li> <li>●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。</li> <li>●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。</li> <li>●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実に努めており、中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</li> <li>今後市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況</li> <li>・国際会議等への参加及び他ドナーとの連携の実績</li> <li>・貧困削減戦略略書（PRSP）・国連ミレニアム開発目標（MDGs）等の援助協調の枠組みへの対応の実績</li> <li>・予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況</li> <li>・事業の重点化（プログラムの集約化）の状況</li> <li>・体制の整備状況（課題主管部の設定や課題別指針の策定）</li> <li>・コンテンツの整備・活用の状況</li> </ul>	<p>小No. 6: A</p>	<p>中No. 4: A</p>	<p>効果的な事業の実施に関し、全体的に、いずれの指標においても実績があがっている。とりわけ国際情報通信網（JICA-WAN）については、事業及び予算のシステム管理、本部と在外のリアルタイムの情報・知見の共有等、事業の効率的・効果の実施に向けた基盤として重要である。また、平和構築支援を始めとする緊急性の高い事業のための「ファスト・トラック制度」は、現場ニーズに迅速かつ機動的な対応という観点から重要である。また、地域5部・課題5部体制の導入の結果、事業計画の改善、課題別知見の蓄積等の効果が現れている。</p> <p>情報公開や広報の充実に関し、17年度より新たに始まった個人情報保護法に基づく開示請求を含め、適切に対応した。広報活動に要する関連経費の削減努力も行われている。</p> <p>NGO等との連携に関し、「NGO-JICA協議会」等のNGOとの定例の協議の枠組み、各種委員会やシンポジウムへのNGOの参加等を通じ、NGO等の知見の共有、提言の業務への反映を図るなど、引き続き連携を推進した。草の根技術協力事業についても、地方自治体を対象とする「地域提案型」は案件の複数年度化により件数は減少しているが、NGOとの連携により実施する事業の増加を含め、積極的に推進していると認められる。</p> <p>環境及び社会への配慮に関し、「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、環境社会配慮への影響の大きさに応じた案件のカテゴリー分類を行い、プロジェクトが途上国の環境社会に与える影響を把握し、緩和策を反映した。また、環境社会配慮審査会については13回開催し、7案件について審査した。異議申立制度については、英文の設置要項をHPに掲載した。組織の環境マネジメントについては、17年度に国内の8機関がISO14001の認証を取得したことにより、本部及び全国内機関による取得が達成された。</p> <p>男女共同参画に関し、16年度に導入されたジェンダー主流化推進体制については、在外事務所の現地職員を含むジェンダー担当者・責任者の増強、部署別の取組状況の確認、理事会等による進捗状況の確認等、その定着が積極的に図られた。また、職員等への研修については、テレビ会議や遠隔自主教材の活用を含め、引き続き幅広く実施した。これらの取組の成果は、パキスタン大地震の際の緊急援助における女性受診率の増加を始め、業務運営にも現れている。</p> <p>事業評価に関し、在外強化に伴う在外主管案件の増加へ対応するため、在外事務所が実施する事前評価の質を向上させるための監理業務を推進した。小規模な技術協力プロジェクトへの簡易評価制度の導入は昨年度の当評価委</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。</p> <p>●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に關係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。</p> <p>●JBICとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p>	<p>・調査研究の質の向上への取り組み状況</p> <p>・平和構築支援のための体制の確立</p> <p>・職員、専門家等に対する研修の参加者の実績</p> <p>・平和構築を専門とする登録者</p> <p>・平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂</p> <p>・平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数</p> <p>・資金協力との連携の実績</p> <p>・JBICとの連携の実績</p>	小No. 6: A	中No. 4: A	<p>員会の指摘への対応として、また、ファスト・トラック制度適用案件における事前評価の簡素化は機動性を重視した新たな取り組みとして、それぞれ評価できる。ボランティア事業のアンケート調査が実施され、災害援助等協力事業についても評価が実施された。評価内容の情報提供、フィードバックも進んでいる。外部有識者等による事後評価は全体の58%を占めており、中期計画に掲げられている数値目標(50%以上)を達成している。</p> <p>今後、効果的な事業の実施に関し、全般的に事業実施プロセスやアウトプットのデータのみならず、これらの取組がどのような効果につながったか、アウトカムに関する評価を行うべきであり、そのための目標設定及び手法に関する検討を行うべきである。MDGsへの取り組みについては、人的、資金的な面でより積極的な関与を期待する。また、「ファスト・トラック制度」は、その制度や成果をレビューする必要がある。資金協力との連携については、新JICA発足に期待されるスキーム間のシナジー効果発現に向け、一層の努力を期待したい。</p> <p>広報に関し、広報媒体の統合が行われたが、アンケート調査結果を踏まえた読者ニーズに見合う広報を期待する。また、一般国民向けの広報の強化の観点から、マスコミや地方自治体等と戦略的に連携し、その効果を高める施策を実施するべきである。</p> <p>NGO等との連携に関し、これらの取組の効果を検証するとともに一層の取組が求められる。また、地域NGOと国内機関との連携については、「地域会合」の開催などの取組はあるものの、更なる拡大、充実が求められる。さらに、昨年度も指摘したが、海外のドナー機関等のNGO等との連携の取組の例を参考とすべきである。</p> <p>環境及び社会への配慮に関し、上記「ガイドライン」に関する職員研修をより幅広く行うとともに、異議申立制度の現地社会への周知については、HPへの掲載以外の方策を検討し、その充実を図るべきである。</p> <p>男女共同参画に関し、在外強化の課題である本部と在外事務所の二人三脚体制の構築を今後進めるに当たり、本部で強化されたジェンダー主流化推進体制を在外事務所にしっかりと浸透させ、問題が発生した際の対応の基準と手続を明確にすることが必要である。また、ジェンダー国別情報の新規追加、地域別の取組に関する広報の強化を求めたい。専門家、コンサルタント等に対しては、事業ジェンダーのみならず組織ジェンダーの観点からの研修を適切な形で実施する必要がある。</p> <p>事業評価に関し、各事業のコスト効率性を検証し予算の効率的執行に資するため、コストパフォーマンスの評価が必要であり、そのための手法に関する検討を行う必要がある。また、評価活動自体についても一層のコスト意識が求められる。ボランティアについては、アンケート調査の結果、改善提案等があればこれを事業に着実に活かすことが求められる。外部有識者事業評価委員会については、メンバーの人選に当たり援助の現場における経験も考慮するとともに、同委員会による評価結果についても、よりわかりやすい形での説明を求めたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・外務大臣の要請への対応</p>	小No. 7: —		
		<p>(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成十三年十二月五日法律第四十号)に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・情報公開の実績</p> <p>・広報実施体制の充実への取り組み状況</p> <p>・インターネット上に公開される報告書の掲載件数</p>	小No. 8: A		
		<p>(ニ) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・NGO等との連携件数(草の根技術協力事業の実績)</p>	小No. 9: A		
		<p>(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・ガイドラインの改定とその適用状況</p> <p>・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績</p> <p>・国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績</p> <p style="text-align: right;">4/12</p>	小No. 10: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進のための体制の確立</li> <li>・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績</li> <li>・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績</li> </ul>	小No. 11: A	中No. 4: A	
		<p>(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。</li> <li>●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度、手法の改善を図る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等が直接の評価者として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）と外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価拡充の重点対象とし、外部有識者・機関等による一次又は二次評価の対象となる評価件数の割合を全評価件数の50%以上とする。</li> <li>●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</li> <li>●フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した評価体制の整備状況</li> <li>・在外事務所による案件別事後評価の実施国数（再掲）</li> <li>・青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入</li> <li>・外部有識者事業評価委員会の開催状況</li> <li>・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合が50%以上</li> <li>・評価結果の公開の状況</li> <li>・評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況</li> </ul>	小No. 12: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 各事業毎の目標 (イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)	(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。 ●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。 ●事業委託方式、民間提案の募集を積極的にを行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。 ●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・南南協力支援事業の実績 ・人材や組織のネットワーク化の状況 ・現地人材の活用状況  ・事業における民間の活用状況  ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況	小No. 13: A	中No. 5: A	現地人材、民間等の活用に関し、「第三国研修」の実施や「第三国専門家」の派遣による南南協力の推進、事業における現地リソースの活用、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトの大幅な増加を始めとする民間の活用のいずれも、実績が上がっている。 案件の適切な投入要素の決定に関し、16年度に引き続き、案件の目標と活動範囲を明確化するための事前評価等の充実、技術協力プロジェクト、専門家、調査団等の情報の蓄積及び活用、ガイドライン・マニュアルの整備・改定のいずれも実績が上がっている。とりわけ、「事業管理支援システム」は、集約された事業情報の活用が予算執行を含む事業管理の抜本的な改善につながる事が期待される。 研修員受入れの内容改善等に関し、全ての集団研修コースの評価を実施し、その結果を17年度に協力期間が満了したコースの一部廃止、コースの更新の際の改善に活用した。また、「JICA改革プラン」第二弾に基づき、課題別研修の改廃等を引き続き進めた。帰国研修員へのフォローアップ協力の実績も着実に伸びている。 専門家、コンサルタントの人選と評価に関し、民間からの専門家登録者が増加しており、公示に基づき人選された専門家の数も伸びている。コンサルタント選定方法についても引き続き改善のための努力が払われている。
		(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。 そのために、 ●技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。 ●派遣する専門家・調査団員、研修員受入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するよう体制整備を行う。 ●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・技術協力の目標と活動範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績 ・情報の蓄積及びその活用促進策の実績  ・ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績	小No. 14: A		今後は、現地人材、民間等の活用に関し、これらの実績が効率的実施につながっているかどうかを検証するため、コストに関するデータを整理することが必要である。南南協力を含む現地リソースの活用については、我が国の「顔の見える援助」という側面との関係で考え方を整理するべきである。国別・地域別委員会及び課題別支援委員会については、学識経験者、NGOの積極的な参画が図られるよう努めるべきである。また、大学との連携においては、JICA側が過度の負担を負うことのないよう留意すべきである。 案件の適切な投入要素の決定に関し、投入要素の適正化に向けたこれまでの取組の結果、事業の効率性に対してどのような影響が生じているかも確認する必要がある。 研修員受入れの内容改善等に関し、集団研修の達成度評価については、基準の標準化に努めるとともに、コースの改廃、新設に至るまでの評価・審査内容に関する情報を提示する必要がある。また、帰国研修員へのフォローアップの効果向上のため一層の努力を求めたい。ただし、研修事業、フォローアップ協力の改善の取組について、費用対効果の観点からの評価を実施することを検討するべきである。
		(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、 ●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成 ●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況 ・帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実施件数)	小No. 15: A		専門家、コンサルタントの人選と評価に関し、人材の評価については、専門家の質を検証するための指標について工夫が求められ、また、コスト効率性の観点から、専門家及びコンサルタントに係るコストを明示するとともに、その確保に当たってはコストと質のバランスに留意する必要がある。また、緊急案件における選定手続については、目標値を超過した事例もあるため、今後留意する必要がある。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
		(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適切に反映させる。  このため専門家については、 ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。その	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・幅広い人材活用のための取り組み(民間候補人材の登録者数)	小No. 16: A		調達情報の積極的提供、事業関係者への説明会の拡充といった取組を行い、学校建設案件では新規参入企業による応札・受注があった。また、落札率情報に基づくコンサルタントや応札者へのヒアリング、トラブルへの組織的対応等、適正かつ効率的な事業実施の促進のための取組を行った。 今後は、JICAのHPや説明会におけるアンケート実施などを通じ、利用者側の意見の一層の把握、反映に努めることを期待する。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>ために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有●人材の適正な再活用を念頭に、人材の業績評価の充実を図る。</p> <p>またコンサルタントについては、●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめ細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。</p> <p>●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。</p>	<p>・透明かつ適正な手続きの整備状況（人選基準の設定、人選のための委員会の実施状況、公示による人選等）</p> <p>・人材の業績評価の充実</p> <p>・コンサルタント選定方法の改善の状況</p> <p>・緊急案件における選定手続の期間短縮</p>	小No. 16: A	中No. 5: A	以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）	無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績</p>	小No. 17: A	中No. 6: A	<p>国民等の協力活動の充実に、ボランティア事業については、途上国側のニーズと応募者のマッチングのための取組や16年度に導入した短期派遣制度の運用の結果、前年度比で40人増加している。草の根技術協力事業についても、地方自治体を対象とする「地域提案型」は案件の複数年度化により件数は減少しているが、NGOとの連携により実施する事業の増加を含め、引き続き積極的に推進していると認められる。</p> <p>青年海外協力隊等の人材確保とサポートに関し、ボランティアの適格な人材の確保のため、「現職教員特別参加制度」の一層の周知に向けた取組を行い、また、登録者数も増加している。技術補完研修は改善・合理化が、医療及び交通安全対策は充実化が図られている。帰国ボランティアの進路対策支援については、ハローワークとの連携強化、教員採用試験における特別枠の拡大といった実績が現れている。</p>
	(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）	<p>(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。</p> <p>(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・ボランティア事業への参加者数</p> <p>・NGO等との連携件数（草の根技術協力事業の実績）</p>	小No. 18: A	中No. 7: A	<p>草の根技術協力事業に関し、事業及び協力対象地域に関するHPでの情報提供を充実させ、16年度までに行われた事務合理化の内容の周知を図った。また、地方自治体への国際協力推進員の追加配置、海外におけるNGO-JICAジャパンデスクのラオスでの新設など、国内外で支援体制の充実に図られた。また、市民参加協力事業についても着実に進められている。</p> <p>開発教育支援に関し、国際協力経験者による「出前講座」を引き続き精力的に実施するとともに、その質の向上のため研修等を実施している。国内機関や本部を訪問した学校数も着実に増加している。開発教育を担う教員等の理解を促進するための取組も引き続き着実に進められている。これらの実績は、いずれもインプットに関するものであり、今後は成果に関する状況を明らかにするべきであるものの、国際協力への参加志向の高まり、教育現場における意識の向上には、機構によるこれらの取組が少なからず貢献しているのではないかと推察され、高い評価に値すると考える。</p> <p>今後は、国民等の協力活動の充実に、ボランティア事業の参加者数があまり伸びていないが、参加者の質を確保することと併せて対応を検討すべきである。また、事業の充実と全体のコストのバランスを考慮する必要がある。市民参加協力事業の全国拠点であるJICA地球ひろばについては、今後その機能を十分に発揮させることが必要である。</p> <p>青年海外協力隊等の人材確保とサポートに関し、医療・交通安全対策は今後も充実を図ることを求めたい。進路対策支援については、帰国ボランティアの満足度の観点から当評価委員会が評価できるよう、説明を求めたい。</p> <p>草の根技術協力事業に関し、今後は、NGO等の能力育成自体を拡充することも検討するべきであり、あわせて在外強化や経費削減に伴い事業の質が低下しないよう留意することが必要である。また、「受け手」の反応や評価をこれらの取組の改善に着実ににつなげていくことが引き続き必要である。</p> <p>開発教育支援に関し、参加者による事後の協力についてフォローアップを</p>
			<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・地方公共団体等組織を通じた募集の実績（現職教員特別参加制度への応募状況等）</p> <p>・登録者数</p> <p>・技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し</p> <p>・医療及び交通安全対策の実施状況</p> <p>・進路対策に関する帰国ボランティアの満足度</p>	小No. 19: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。</li> <li>●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</li> <li>●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。</li> </ul> <p>さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。</p> <p>また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草の根技術協力事業への理解を得るための取り組みの状況</li> <li>・NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数</li> <li>・事務合理化の実施・進捗状況</li> <li>・国際協力推進員配置自治体数</li> <li>・NGO-JICAジャバシデスクの設置国数</li> <li>・市民参加協力量支援事業の実施状況</li> <li>・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）</li> <li>・自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況</li> </ul>	小No. 20: <b>A</b>	中No. 7: <b>A</b>	<p>然るべく行い、事業効果の面的拡がりにつなげていく必要がある。また、市民参加協力事業の全国拠点であるJICA地球ひろばについては、今後その機能を十分発揮させることが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調」な状況である。</p>
		<p>(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。</li> <li>●開発教育において重要な役割をこなす教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）（再掲）</li> <li>・国内機関・本部を訪問した学校数</li> <li>・開発教育に関するJICAホームページへのアクセス数</li> <li>・教員の国際協力現場への派遣実績</li> <li>・開発教育に関する研修参加人数</li> </ul>	小No. 21: <b>S</b>		



中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(二) 海外移住（法第13条第1項第4号）	<p>機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点化の状況（海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業）</li> <li>経済・技術協力との連携の実績</li> </ul>	小No. 22: <b>A</b>	中No. 8: <b>A</b>	<p>高齢者福祉対策を中心とする医療衛生事業及び日本語教育を中心とする教育文化事業の割合が増加しており、事業の重点化が進んでいる。経済・技術協力との連携も引き続き行われている。</p> <p>ドミニカ共和国移住者問題が世間の注目を集める中、日系社会シニアボランティア及び日系社会青年ボランティアについては、派遣者数が前年度比で減少していることに留意しつつまた、個々の事業の内容に関する海外移住者の要望を踏まえ、事業の効果を一層高めることが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ホ) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）	<p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国との物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄体制の整備状況</li> <li>命令後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合</li> <li>訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施</li> <li>適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況</li> <li>NGOとの連携の実施状況</li> </ul>	小No. 23: <b>S</b>	中No. 9: <b>S</b>	<p>緊急援助隊の派遣については、インドネシア・ニアス島沖地震災害、パキスタン北西部地震大規模災害のいずれにおいても、主務大臣の命令後派遣までに要した時間は目標の範囲内であった。特に、パキスタンにおいては、救助・医療両チームとも、他国のどのチームよりも先に山岳僻地での活動を行い、2,271人に対して診療を行ったことは特筆に値する。研修・訓練については、近年の災害援助の対応事例を盛り込む形で実施した。緊急援助物資供与については、支援対象地域や物流効率の面から備蓄倉庫の体制を変革した。</p> <p>被災地等の現地における物資調達は、現地における物資の逼迫を招くおそれがあるため、慎重な検討が必要である。また、復興支援に向けて後から現地入りする日本のNGOとの協力については、体制の構築を含め更なる充実を求めたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調」な状況である。</p>
	(ヘ) 人材養成確保（法第13条第1項第6号）	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。</p> <p>そのため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</li> <li>ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力人材センターの体制整備状況</li> <li>情報提供件数及び利用者数</li> <li>専門家等登録件数</li> <li>研修内容の見直しの実施状況</li> </ul>	小No. 24: <b>A</b>	中No. 10: <b>A</b>	<p>国際協力人材センターの専用HP「PARTNER」を通じた情報提供件数、情報の利用者数ともに増加しており、専門家等登録件数も伸びている。専門家養成研修については、「技術協力専門家養成研修」、「専門家派遣前研修」のいずれもアンケート調査等を通じて、コースの見直し、改善を行った。インターンの受入れ、NGO人材育成研修ともに実績が伸びており、大学との連携も進んでいる。</p> <p>いずれの指標とも実績の伸びが認められるが、これらがどのような成果につながっているか、アウトカム志向の評価を模索すべきである。また、大学との連携については、JICA側の一方的な負担増にならないよう、十分留意するべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。	・インターンの受入人数 ・NGO人材育成研修等の参加人数 ・大学との連携講座の実施状況	小No. 24: A	中No. 10: A	
	(ト) 附帯業務（法第13条第1項第7号）	開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、個別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況	小No. 25: A	中No. 11: A	プロジェクト形成調査を通じた具体的な案件形成の促進のほか、キャンペーン・ディベロップメント（総合的能力開発）を始めとする重要な開発課題等に関する調査研究を引き続き実施した。  調査研究の結果については、機構内外の利用者からの評価の観点を加味しつつ、一層の効果的発信が求められる。また、案件形成促進業務においては、民間や大学等との協力を推進し、その知見の一層の活用を図るべきである。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
3. 予算（人件費の見積を含む。）収支計画及び資金計画	(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表1	運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 [人件費の見積り] 期間中 49,000万円を支出する。 但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 [運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用 [運営費交付金の算定ルール] ①平成15年10月1日から平成16年3月31日までは積み上げ方式とする。 ②平成16年度以降 次の算定式による 運営費交付金額＝〔人件費＋〔業務経費(A)＋一般管理費(B)〕×α〕×β＋γ－自己収入(C) α：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 β：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 γ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 26: A	中No. 12: A	固定的経費の内訳を検討した結果、事務所賃借料が若干増加しているものの、通信運搬費、光熱水料等の節減により全体として前年度比約3,720万円の削減が達成された。予算については全体の繰越額が引き続き減少しており、効率的執行に努めているといえる。国内機関について、JICA八王子の閉鎖準備を行った。すでに廃止が決まっている開発投資及び移住融資については、計画に基づき回収業務を実施し、管理コストも極小化が図られている。  寄附金の受入に係る方針を検討し明確にするべきである。また、在外事務所の配置体制の見直しについては、各事務所の業務実績との対応関係等を検証する必要があるが、20年度の新JICA発足に向け、改めて見直しが必要である。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 収支計画 別表 2	寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。  ●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。	・寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績  ・（国内外の施設・事務所のあり方にかか）る見直し実績	小No. 26: A	中No. 12: A	
	(3) 資金計画 別表 3	融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。	・債権回収の実績			
4. 短期借入金の限度額		410億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 27: —	中No. 13: —	短期借入金の実績がないため、評定対象外とした。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 28: A	中No. 14: A	17年度はドミニカ共和国サント・ドミンゴ寮の土地及び建物を18年度中にドミニカ日系人協会に譲渡するための調整、手続きを進めた。中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
6. 剰余金の使途		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 29: —	中No. 15: —	剰余金の実績がないため、評定対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。  平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画 （単位：百万円）  施設・設備の内容 財源 予定額  中郎国際センター建替え 施設整備資金 2,118 身障者対応施設整備 施設整備資金 200 既存施設改修 施設整備資金 3,214  計 施設整備資金 5,532	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 30: A	中No. 16: A	施設・設備の整備・改修を当初の計画どおり実施した。国内機関の在り方については、16年度に実施した首都圏及び中部の2ブロックの見直しに続き、17年度は残りの8ブロックの見直しを行い、現時点では閉鎖すべき機関は存在せず現有施設を有効活用していくことが望ましいとの検討結果が報告された。  国内機関については、費用対効果の観点を含む事業内容の妥当性にまで踏み込んで、施設が有効利用されているかどうか、業務の委託先が適当か、不断かつ綿密にチェックし、コスト削減の余地を検討していく必要がある。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 人事に関する計画	<p>(イ) 方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。</li> <li>● 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務成績の評価の実績</li> <li>・ 適材適所の人事配置の実績</li> <li>・ 職員の能力開発の実績</li> </ul>	小No. 31: A	中No. 17: A	<p>人員の勤務評価等に関し、新人事制度に基づき、勤務成績の評価結果の報酬への反映を17年度は全職員に対して実施したほか、引き続き同制度の定着のため、各種研修、管理職と一般職員との意思疎通円滑化のための取組が行われた。また、職員の能力開発のための研修についても、着実に実施している。</p> <p>常勤職員数と人件費総額に関し、17年度末の常勤職員数は1327人であり、中期計画に掲げられている目標値(1326人)の達成まで残り1人である。人件費の支出実績は13,433,009千円となり、18年度を初年度とする5年間で5%以上削減するという数値目標の達成状況は、右をベースラインとして今後評価することとなる。また、ラスパイレズ指数(国家公務員の給与水準を100とした場合の職員の給与水準の指数)についても平成16年度から17年度にかけて129.6から127.9(学歴及び地域を調整した場合113.6から112.4)に低下している。</p> <p>今後は、人員の勤務評価等に関し、新人事制度に基づく評価結果の報酬への反映は重要な試みであり、その目的を全職員が理解し、組織の活力をさらに高めるとともに、今後はその適切な幅について検討するべきである一方、プラス・マイナスの両面において検証するべきである。さらに、男女共同参画の観点から子育てしやすい職場となっているかについての検証も望まれる。</p> <p>常勤職員数と人件費総額に関し、在外強化の方針の下、業務の量と質の維持を図りつつ、上記の人件費削減目標を達成していくための削減計画を明示することが必要である。また、ラスパイレズ指数の更なる低下に向けた取組みも継続していく必要がある。また、今後は業務経費に計上される人的経費についても、的確に把握し管理する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>(ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の3人減とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 1,329人 期末の常勤職員数 1,326人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 49,000百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	小No. 32: A		
	(3) その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ) 監査の充実	<p>外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績</li> </ul>	小No. 33: A	中No. 18: A	<p>監査の充実に関し、会計監査人による監査を本部に対して毎月実施するとともに、国内の3機関及び在外の7事務所に対して監査を実施した。また、監査室による内部監査を本部の全部署、国内の4機関、在外の14事務所及び9プロジェクトに対して実施した。これらの監査の指摘事項に対しては、速やかに是正措置を講じ、再発防止に努めている。さらに、無償資金協力事業に対する技術的監査を抜き打ちで4カ国4案件に対して実施した。</p> <p>各年度の業績評価に関し、昨年度までの当評価委員会による評価結果について、引き続き組織全体としてフォローアップを行い、具体的な措置を講じている。また、「部署別年間業務計画」のさらなる定着を図るとともに、業績評価制度の機構内の周知のため、セミナー開催等の取組を実施した。</p> <p>監査の充実に関し、今後とも、監査における指摘事項と同種の事項が他の機関・事務所に対して再度指摘されることのないよう、監査結果の理事会への報告を含め組織全体でフォローアップする必要がある。</p> <p>各年度の業績評価に関し、今後とも、業績評価とその業務への反映のシステムが継続して機能を発揮することを望みたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ロ) 各年度の業績評価	<p>各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況</li> </ul>	小No. 34: A		